

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項（変更）の届出 一四七 (地域産業課)
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 一四九 (土地改良指導課)
- 土地改良区の定款の変更の認可 一五〇 (土地改良指導課)
- 知事権限に係る保安林の指定の予定 (栄山課) 一五〇
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (栄山課) 一五〇
- 知事権限に係る保安林の指定（二件） (栄山課) 一五〇
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 (栄山課) 一五〇
- 支庁告示 一五一
- 国土地画法による開発行為に関する工事の許可（二件） 一五一 道教育委員会教育長告示
- 一般競争入札の資格に関する公示 一五二
- 一般競争入札の実施 一五三 道公安委員会告示
- 競技場の施設及び設備の検査等の告示 一五四

告

示

北海道告示第1402号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年12月27日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年8月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 届出事項の概要
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日本甜菜製糖株式会社 代表取締役社長 松久 直央

東京都中央区京橋二丁目3番13号

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニッポンスズランプラザ

帯広市稲田町南八線西10番1ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

a 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（ただし、年間19日は、午前9時）

閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

b 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分（ただし、午前9時開店の場合は、午前8時45分）から午後9時15分まで

(変更後) 午前8時45分から午後9時15分まで

エ 変更する年月日

平成14年8月15日

オ 次に掲げるもののうち、上記ウの変更に係るもの以外の事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

っては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園四丁目1番4号	代表取締役 鈴木 敏文
株式会社リオチェーン	愛知県名古屋市中区平和一丁目1番20号	代表取締役 横山 卓幸
株式会社安田	帯広市西11条南12番2号	代表取締役 安田 清治
株式会社まるいと	帯広市西5条南14番5号	代表取締役 高田 二郎
株式会社カルネ	帯広市西1条南8-19	代表取締役 清水 敏和
株式会社ウイングロード	東京都千代田区東神田3丁目6番5号	代表取締役 鈴木 敏郎

株式会社キャンポウ	東京都板橋区板橋三丁目9番7号	代表取締役	城戸 博司
株式会社ロンド	帯広市西2条南10 - 3	代表取締役	高田 勝弘
株式会社スコトヤ	帯広市西2条南8 - 20	代表取締役	高田 慈則
株式会社スリエッタ	帯広市西1条南8 - 17	代表取締役	村林 秀雄
有限会社久保薬局	帯広市西2条南12	代表取締役	久保 忠正
株式会社石岡時計店	帯広市西8条南18 - 3	代表取締役	石岡千鶴子
エステール株式会社	東京都新宿区新宿3 - 20 - 2	代表取締役	丸山 朝
株式会社コアラロック	帯広市西5条南15 - 4	代表取締役	河野 文敏
株式会社水晶堂	帯広市西3条南9番2号	代表取締役	米谷 正利
株式会社キコージツクス	札幌市中央区南15条西17番3号 ⁴⁰⁾	代表取締役	藤澤 晴美
有限会社衣料のしんの	帯広市大通南一八丁目6番2号	代表取締役	真野 一成
株式会社ダン	帯広市西21条南4号3	代表取締役	島崎 秀夫
株式会社玉光堂	小樽市花園一丁目10番5号	代表取締役	八木 仲三

- (イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
17,856㎡
- (ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- a 駐車場の収容台数
 1,807台
- b 駐輪場の収容台数
 650台
- c 荷さばき施設の面積
 672.4㎡
- d 廃棄物等の保管施設の容量
 302.63㎡
- (エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- a 駐車場の自動車の出入口の数
 9箇所

- b 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前7時から午後5時まで
- (2) 届出年月日
 平成14年8月13日
- (3) 届出書等の縦覧
- ア 縦覧場所
 北海道経済部地域産業課
 北海道十勝支庁商工労働観光課
- イ 縦覧期間
 平成14年8月27日（火）から12月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- ウ 縦覧時間
 午前9時から午後5時15分まで
- 2 (1) 届出事項の概要
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 木野農業協同組合 代表理事組合長 中村 定二
 河東郡音更町木野大通西6丁目1番地
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ハビオ
- 河東郡音更町木野大通西7丁目1番地ほか
- ウ 変更しようとする事項
- (ア) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- a 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 開店時刻 午前10時
 閉店時刻 午後8時
- (変更後) 開店時刻 午前9時
 閉店時刻 午後9時45分
- b 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで
 (変更後) 午前8時30分から午後10時まで
- エ 変更する年月日
 平成14年8月28日
- オ 次に掲げるもののうち、上記ウの変更に係るものの以外の事項

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
木野農業協同組合	河東郡音更町木野大通西 6 丁目 1 番地	代表理事組合長 中村 定二
株式会社ツタ樹生園	河東郡音更町木野大通東 5 丁目 1	代表取締役 松田 憲治
有限会社シルバークリナーズ	河東郡音更町木野大通東 13 丁目 2	代表取締役 福田 英世
株式会社増山商会	河東郡音更町木野大通東 4 丁目 1	代表取締役 増中 文正
キクタニ天光同業局	河東郡音更町木野西通 4 丁目 1	聞谷 篤彦

- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,303㎡
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- a 駐車場の収容台数
135台
- b 駐輪場の収容台数
36台
- c 荷さばき施設の面積
318㎡
- d 廃棄物等の保管施設の容量
137㎡
- (14) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- a 駐車場の自動車の出入口の数
7箇所
- b 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 7 時から午後 8 時まで
- (2) 届出年月日
平成 14 年 8 月 12 日
- (3) 届出書等の縦覧

ア 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道十勝支庁商工労働観光課

イ 縦覧期間

平成 14 年 8 月 27 日（火）から 12 月 27 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

ウ 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時 15 分まで

北海道告示第 1403 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の退任の届出があった。

平成 14 年 8 月 27 日

北海道知事 堀 達 也

倶知安土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就任	平成 14. 8. 11	理 事	大西 順一	虻田郡倶知安町字八幡 60 番地
同	同	同	近藤 信一	字寒別 166 番地
同	同	同	原田 芳男	字高見 68 番地
同	同	同	東本 勝洋	字出雲 1 番地 5
同	同	同	加藤 徹	字扶桑 111 番地
同	同	同	中野 輝雄	字八幡 706 番地
同	同	同	木田 重信	字瑞穂 15 番地 10
同	同	同	森 豊茂	字富士見 28 番地
同	同	同	大西 順一	字八幡 60 番地
退任	同 14. 8. 10	同	近藤 信一	字寒別 166 番地
同	同	同	原田 芳男	字高見 68 番地
同	同	同	東本 勝洋	字出雲 1 - 5 番地
同	同	同	加藤 徹	字扶桑 111 番地
同	同	同	中野 輝雄	字八幡 706 番地
同	同	同	木田 重信	字瑞穂 15 番地 10
同	同	同	森 豊茂	字富士見 28 番地

秩父別土地改良区

就退 任の 別	就退任年月日	理事・ 監事の 別	氏 名	住 所
就任	平成14. 8. 1	理 事	高 鶴 光雄	雨竜郡秩父別町1534番地の22
同	同	同	平 瀬 雄敏	同 2089番地の12
同	同	同	北 田 三郎	妹背牛町字妹背牛7522番地
同	同	同	森 秀夫	秩父別町2119番地の 9
同	同	同	前川 忠英	2033番地の28
同	同	同	得能 修 博	2104番地の12
同	同	同	藤 坂 博	妹背牛町字妹背牛6439番地
同	同	監 事	小西梅太郎	秩父別町667番地の14
同	同	同	植 田 利幸	2048番地の25
同	同	同	小西 喜明	妹背牛町字妹背牛7444番地
同	同	同	小西 光雄	秩父別町1534番地の22
退任	14. 7.31	理 事	高 崎 馨	2078番地の 4
同	同	同	篠原 裕治	2034番地の 8
同	同	同	小西梅太郎	667番地の14
同	同	同	森 嶋 良男	妹背牛町チクシベツ960番地
同	同	同	小西 專一	字妹背牛7441番地
同	同	同	北 田 三郎	字妹背牛7522番地
同	同	同	平 瀬 雄敏	秩父別町2089番地の12
同	同	同	森 秀夫	2119番地の 9
同	同	監 事	小 山 明	2083番地の37
同	同	同	三 崎 修	妹背牛町字大鳳1354番地の 2
同	同	同	植 田 利幸	秩父別町2048番地の25

北海道告示第1404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年8月20日、浜益土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年8月27日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1405号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指

定する予定である。

平成14年8月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林予定森林の所在 久遠郡大成町字都62の1・68の1・102（以上3筆について場所 次の図に示す部分に限る。）、62の6
 - 2 指 定 の 目 的 落石の危険の防止
 - 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1406号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年8月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 河東郡士幌町字中士幌165の5・165の42（以上2筆について場所 次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1407号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成14年8月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林の所在場所 阿寒郡阿寒町字オリヨツヅ3の2・3の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3の201

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備	3 指 定 施 業 要 件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び阿寒町役場に備え置いて縦覧に供する。)	北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1408号
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。
平成14年8月27日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林の所在場所 稚内市大字稚内村字クトネベツ1532の6、1532の9、1532の12、1532の13、1536の18
- 2 指 定 の 目 的 雪害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1409号
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成14年8月27日

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため	2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。)	北海道知事 堀 達 也

支 庁 長

北海道上川支庁告示第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年8月27日

北海道上川支庁長 吉 田 洋 一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 上川郡東川町2352番 ほか4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (1) 旭川市東光11条5丁目4番22号 有限会社 旭川通商 代表取締役 佐柄 秀之
(2) 旭川市3条通19丁目右1号 北海道富士興業株式会社 代表取締役 小川 稔
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年7月30日 変更上建設第14 - 8号

北海道網走支庁告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年8月27日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

第1394号

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 常呂郡端野町字三区393番2、393番17、393番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 常呂郡端野町字端野25番地 端野町土地開発公社 理事長 黒田 敏勝
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年4月30日 網建指第14 - 1号

網 羅 産 業 協 同 組 合 協 同 組 合 法

北海道教育委員会教育長告示第23号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年8月27日

北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫

1 資格及び調達をする役務の種類

平成14年度において北海道教育委員会が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年8月27日に一般競争入札の公告を行う平成14年コンピ

ュータ実技研修講座業務委託契約

(2) 資 格 平成14年度コンピュータ実技研修講座業務委託に関する資格

(以下「資格」という。)

(3) 役 務 の 種 類 平成14年度コンピュータ実技研修講座業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成14年4月1日の直前の事業税を滞納していないこと。

(5) 講師を6名以上確保できること。

(6) 過去に、次に掲げるソフトウェアの研修を行った実績があること。

ア Microsoft Power Point

イ Microsoft Word

ウ Microsoft Excel

エ Lotus 123

オ 一太郎

カ Microsoft FrontPage 等ホームページ作成用ソフト

キ Microsoft Internet Explorer 等ホームページ閲覧ソフト

ク Microsoft Access 等データベースソフト

(7) 研修に対応したテキスト等の教材を提供できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業等団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協同組合（以下「協同組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協同組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協同組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占

めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成14年8月28日から9月6日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）の間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 766

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作

成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は 1 の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が 2 に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道教育委員会教育長告示第24号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年 8 月27日

北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

平成14年度コンピュータ実技研修講座業務委託

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成15年 3 月20日まで

(4) 研修場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道教育委員会教育長告示第23号に規定する平成14年度コンピュータ実技研修講座業務委託に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 766

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

北海道庁別館 9 階共用会議室

(2) 入 札 日 時 平成14年 9 月11日 午後 2 時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 766

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第75号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。
平成14年8月27日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型式の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ ＣＲフイアーウオントेटッドＪＸ 株式会社三共 20045500
	検定年月日 検定番号	平成14年8月27日 第20045500号
2	検定の有効期間	公示の日（平成14年8月27日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 石井 治夫
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番1
	型式の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 マジックジャック 高砂電器産業株式会社 24028800
	検定年月日 検定番号	平成14年8月27日 第24028800号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年8月27日）から3年間

3	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25株式会社ミスホ
	代表者の氏名	代表取締役 安藤 壽雄
	製造又は検査を行う事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
4	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
5	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号
	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号

検 定 年 月 日	平成14年8月27日
検 定 番 号	第24043600号
検定の有効期間	公示の日（平成14年8月27日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市北区本庄東1丁目1番10号 株式会社バルテック
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 中野 純弘
製造又は検査を行 う事業所の所在地	大阪府堺市八田西町2丁目11番47号 神奈川県海老名市下今泉3丁目11番1号
遊技機の種類	回胴式遊技機
型式	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ワイルドバキョウ
製造業者名	株式会社バルテック
型式試験番号	24032500
検 定 年 月 日	平成14年8月27日
検 定 番 号	第24032500号
検定の有効期間	公示の日（平成14年8月27日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都千代田区内神田一丁目5番4号 ミヤコビル5F 日本回胴式遊技機工業株式会社
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 吉田 秀一
製造又は検査を行 う事業所の所在地	千葉県流山市中野久木531番地
遊技機の種類	回胴式遊技機
型式	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ピンケドルフイン-30
製造業者名	日本回胴式遊技機工業株式会社
型式試験番号	24022600
検 定 年 月 日	平成14年8月27日
検 定 番 号	第24022600号
検定の有効期間	公示の日（平成14年8月27日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鳴付町一丁目22番地 株式会社大一商会
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 市原 高明
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日大字沖村字西ノ川1番地
遊技機の種類	ばちんこ遊技機
型式	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ

型 式 名	CRピンケルデイナーX
製造業者名	株式会社大一商会
型式試験番号	20045100
検 定 年 月 日	平成14年8月27日
検 定 番 号	第20045100号
検定の有効期間	公示の日（平成14年8月27日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 新井 悠司
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
遊技機の種類	ばちんこ遊技機
型式	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CR西部警察LR
製造業者名	株式会社ニューギン
型式試験番号	20046600
検 定 年 月 日	平成14年8月27日
検 定 番 号	第20046600号
検定の有効期間	公示の日（平成14年8月27日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 新井 悠司
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
遊技機の種類	ばちんこ遊技機
型式	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CR西部警察L
製造業者名	株式会社ニューギン
型式試験番号	20043200
検 定 年 月 日	平成14年8月27日
検 定 番 号	第20043200号
検定の有効期間	公示の日（平成14年8月27日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 株式会社ロデオ
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 谷澤 鎌次

北 海 道 公 報 第1394号

製造又は検査を行 う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1	
遊技機の種類		回胴式遊技機	
遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式 の概 要	型 式 名	クラプロデオⅠ	
	製 造 業 者 名	株式会社ロデオ	
	型式試験番号	24042300	
	検 定 年 月 日	平成14年8月27日	
検 定 番 号		第24042300号	
検 定 の 有 効 期 間		公示の日（平成14年8月27日）から3年間	

毎週火・金曜日発行

（購読料金送料とも）は月額三千四百四十円）

印編発

刷集行

富北
士海
道道
ブリ
ン総
ント務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課